

学校閉庁日のお知らせ

町内の小中学校の夏季休業期間中に学校閉庁日を設けます。これは、教職員の心身のリフレッシュと休暇取得促進を図ることを目的とした取り組みです。閉庁期間中、各学校は職員不在となりますので、緊急時は教育委員会管理課にご連絡をお願いします。

○学校閉庁期間

8月12日（火）から15日（金）までの4日間

●緊急連絡・問い合わせ先

教育委員会管理課 ☎0146・47・2547

北方領土返還要求運動強調月間

8月は、北方領土返還要求運動強調月間です。北方領土問題の解決のためには、領土返還に向けた外交交渉の展開を強く要望する道民世論の結集が何よりも必要となります。

1人1人の返還に向けた思いを結集し、北方領土の返還を実現するため、多くの方々の署名へのご協力をお願いします。なお、8月中は役場庁舎1階ロビーにて署名コーナーを設置します。

●問い合わせ先

企画課まちづくりグループ ☎0146・47・2498

健康カレンダー

(お問い合わせ先：保健福祉課 ☎0146・47・2113)

月	日	時 間	事業名	場 所
7月	16日(水)	18:00~20:00	からだリセット講座	保健センター
	18日(金)	15:00~16:30	フッ素塗布	保健センター
	22日(火)	受付10:00~ 受付13:00~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	レ・コード館
	27日(日)	受付8:30~	婦人科検診 (乳がん・子宮頸がん検診)	保健センター
8月	26日(火)	受付10:00~ 受付13:00~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	レ・コード館

7月と8月の乳幼児健診は「レ・コード館」で行います。

事業の詳細は、対象者への個別案内や町政事務委託文書などでお知らせします。

国民年金保険料免除の手続き

保険料免除制度

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、本人と配偶者、世帯主の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額または一部が免除されます。また、失業された方は、離職票や雇用保険受給資格者証を添付すれば、その方の前年所得を0円として審査をする特例もあります。

○全額免除となる所得の目安

{(扶養親族の数+1)×35万円}+32万円

若年者納付猶予制度

本人が50歳未満であるときに限り、世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得を審査し、承認されれば保険料納付の全額が猶予されます。

○全額猶予となる所得の目安

全額免除の所得基準と同じ

令和7年度免除期間

期間は令和7年7月から令和8年6月までです。また、申請日より過去2年1カ月前まで遡って申請が可能です。

例) 令和7年7月に申請する場合の免除可能期間

将来期間：令和7年7月～令和8年6月

過去期間：令和5年6月～令和7年6月

●問い合わせ先：町民生活課町民生活グループ社会係

☎0146・47・2112

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●まちづくりに役立ててと

☆室蘭地区トラック協会日高中部支部 (100,000円)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆早川 憲吾 (小松菜11束、白菜6玉)

☆中地 雅子 (古布1袋)

☆ボランティアグループちよぼら (カット布6袋)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

☆山本 将之 (30,000円)

☆匿名 (30,000円)

●福祉事業に役立ててと

☆商工会女性部 (古切手1袋)

☆匿名 (古切手1袋)

☆匿名 (古布3袋)

☆匿名 (古布2袋)

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

医療保健証と福祉医療受給者証についてのお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険証の有効期限は今月（7月31日）までです！

○マイナ保険証をお持ちでない方

保険証に代わる「資格確認書」が送付されますので、そちらを保険証と同じようにお使いください。

○マイナ保険証をお持ちの方

書面で保険資格を確認できる「資格情報のお知らせ」が送付されます。こちらは病院を受診した際など、マイナ保険証が利用できなかった時に使用し、マイナ保険証と一緒に提示することで保険診療を受けることができます。

※後期高齢者医療制度にご加入の方については、マイナ保険証の有無に関わらず、全員に「資格確認書」が送付されます。

【よくある質問】

質問：マイナ保険証へ切り替えるにはどうしたらいいの？

答え：役場窓口のほか、医療機関・薬局のカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATMから簡単に登録ができます。

●質問：マイナ保険証のメリットは？

●答え：過去の診療データに基づきよりよい医療が受けられ、限度額を超えた額の支払いが不要になるため、突然の手術や入院にも安心です。

●福祉医療受給者証の更新について

●現在お持ちの新冠町医療費助成制度に係る受給者証（重度心身障がい者医療・ひとり親家庭等医療・子ども医療）の更新について、7月中に新たな受給者証を郵送いたしますのでご確認ください。

●また、受給者証更新にあたり個別で内容確認をさせていただきます。

●も7月中に案内文書を郵送いたしますのでご対応ください。

●なお、重度心身障害者医療制度の利用については、65歳以上の方は後期高齢者医療制度への加入が必要となり、その際に保険料や負担割合が変わることがあります。

●詳細や不明な点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

●

●お問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ医療給付係・国保後期高齢者医療係 ☎0146・47・2113

『にいかっぷ健康ポイントカード』を使って健康づくりをしませんか？

町では、町民のみなさんが楽しく健康づくりを行うきっかけになるよう「にいかっぷ健康ポイントカード事業」を行っています。

まだ、カードをお持ちでない方はぜひ、ご自身の健康管理の1つとしてご活用ください。

○対象者

18歳以上の新冠町民

○申込方法

①保健福祉課健康推進係でカードをつくる。

②町の保健福祉課、町民センター主催の健康に関する事業に参加してポイントをためる。

③ポイントを交換して景品をGET！！

●お問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ健康推進係 ☎0146・47・2113

にいかっぷ健康ポイントカード

No. _____

お名前 _____ 様

発行日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

わたしの目標 _____

●有効期限はありません。

●ご利用はご本人様のみとなります。

●ポイントがたまると各種景品へ交換できます。

●カードを失くすと、カードの再発行はできませんが、ポイントの再付与はできません！

●ご注意ください！

新冠町役場 保健福祉課 健康推進係 ☎47-2113

○景品は、健康グッズや防災、生活に役立つものとなっています！

○対象事業は、既に町政事務委託文書で配布している事業チラシか町のホームページで確認できます。